

令和6年度

岩手県立特別支援学校 高等部及び専攻科入学者選考要項

- 入学者募集要項
- 入学者選考実施要項
- 入学者選考事務要領

岩手県教育委員会

令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選考日程

【盛岡峰南高等】

年	月	日	曜	項 目	事 務 処 理 の 内 容		
					事 項	送付者	送付先
令和5年	11	13 ~22	月 ~水	出願期間	出願関係書類の提出	出身学校長	特別支援学校長
	11	30	木	受検票送付期限(必着)	受検票の送付	特別支援学校長	出身学校長
	12	7	木	選考検査日			
	12	12	火	追検査日			
	12	14	木	合格発表日(午後3時)	合格通知の送付	特別支援学校長	志願者(出身校長経由)

【盛岡視覚、盛岡聴覚(*専攻科を含む)】

【盛岡となん、盛岡青松、一関清明、釜石祥雲(*分教室、訪問教育を含む)】

【盛岡みたけ、盛岡ひがし、花巻清風、前沢明峰、気仙光陵、宮古恵風、久慈拓陽(*分教室、訪問教育を含む)】

年	月	日	曜	項 目	事 務 処 理 の 内 容		
					事 項	送付者	送付先
令和6年	1	4 ~11	木 ~木	出願期間	出願関係書類の提出	出身学校長	特別支援学校長
	1	18	木	受検票送付期限(必着)	受検票の送付	特別支援学校長	出身学校長
	1	25	木	選考検査日			
	1	30	火	追検査日			
	2	1	木	合格発表日(午後3時)	合格通知の送付	特別支援学校長	志願者(出身校長経由)

【二次募集】

年	月	日	曜	項 目	事 務 処 理 の 内 容		
					事 項	送付者	送付先
令和6年	2	8	木	二次募集の公示	二次募集の公示	教育長	関係機関、中学校等
	2 3	15 ~8	木 ~金	出願期間	出願関係書類の提出	出身学校長	特別支援学校長
					受検票の送付	特別支援学校長	出身学校長
	3	14	木	選考検査日			
	3	21	木	合格発表日(午後3時)	合格通知の送付	特別支援学校長	志願者(出身校長経由)

【注】 県外からの志願承認申請…出願開始日の2週間前まで(P.6参照)

目 次

I	令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項	1～4
II	令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選考実施要項	
第1	高等部及び専攻科入学者選考方針	5
第2	出 願	
1	出願資格	5
2	出願手続	6
3	出願期間	6
	【県外からの出願(出願手続、出願期間)】	6
4	出願学科の変更	7
第3	入学者の選考	7
第4	合格者の発表及び合格通知	8
第5	検査等の結果の口頭による開示請求	8
第6	二次募集	8
第7	合格者に係る特別支援学校への提出書類	9
第8	入学の辞退	9
III	令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選考事務要領	
第1	出願に伴う事務	10
第2	選考に関する事務	10
第3	その他	10
IV	様式集	11～25

この要項では、「高等部全日制」を「高等部」、「高等部専攻科」を「専攻科」と表記する。

I 令和6年度 岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
盛岡視覚支援学校	視覚障がい	高等部	普通科	3	(通常学級)	1. 高等部においては、令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 専攻科においては、高等学校又は特別支援学校高等部を令和6年3月に卒業見込みの者若しくは卒業した者 3. 上記1又は2に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書 ④診断書 ⑤所属校の健康診断書の写し又は、病院等の健康診断書(学校所定のもの) ⑥眼科診断書(学校所定のもの)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(重複障がい学級)			・学力検査(国・数・社・英・理)・身体機能適性検査・面接(個人面接)				
		専攻科	保健医療科	3	(通常学級)	1. 高等部においては、令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 専攻科においては、高等学校又は特別支援学校高等部を令和6年3月に卒業見込みの者若しくは卒業した者 3. 上記1又は2に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書 ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤(中学校部)・高等学校(部)の健康診断書の写し ⑥脳力検査結果用紙 ⑦発達検査結果用紙(重複障曹学級)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・適性検査・面接(個人面接) ・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・小論文・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級)			・学力検査(国・数)・面接(個人面接)				

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
盛岡聴覚支援学校	聴覚障がい	高等部	普通科	3	(通常学級)	1. 高等部においては、令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 専攻科においては、高等学校又は特別支援学校高等部を令和6年3月に卒業見込みの者若しくは卒業した者 3. 上記1又は2に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(学校所定のもの) ②受検票(様式3) ③調査書 ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤(中学校部)・高等学校(部)の健康診断書の写し ⑥脳力検査結果用紙 ⑦発達検査結果用紙(重複障曹学級)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・適性検査・面接(個人面接) ・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・小論文・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(重複障がい学級)			・学力検査(国・数)・面接(個人面接)				
		専攻科	産業技術科	2	(通常学級)	1. 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書 ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤(中学校部)・高等学校(部)の健康診断書の写し ⑥脳力検査結果用紙 ⑦発達検査結果用紙(重複障曹学級)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・適性検査・面接(個人面接) ・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・小論文・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級)			・学力検査(国・数)・面接(個人面接)				

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
盛岡となん支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	3	(通常学級)	1. 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書 ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤(中学校部)・高等学校(部)の健康診断書の写し ⑥脳力検査結果用紙 ⑦発達検査結果用紙(重複障曹学級)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(重複障がい学級)			・学力検査(国・数)・面接(個人面接)				
		専攻科	産業技術科	2	(通常学級)	1. 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中等部を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2. 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書 ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤(中学校部)・高等学校(部)の健康診断書の写し ⑥脳力検査結果用紙 ⑦発達検査結果用紙(重複障曹学級)	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・適性検査・面接(個人面接) ・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・学力検査(国・数)・小論文・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級)			・学力検査(国・数)・面接(個人面接)				

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
盛岡青松支援学校	病弱	高等部	普通科	3	8	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④病歴の診断書(学校所定のもの) ⑤身体状況の記録(学校所定のもの)	1月4日(木) ～ 1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)面接(個人面接) ・学力検査(国・数) ・作業能力検査 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	
					6	(重複障がい学級)						

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
盛岡峰南高等支援学校	知的障がい	高等部	生活科学科	3	32 (通常学級) (各科8名)	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③個人調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの)	11月13日(月) ～ 11月22日(水)	・学力検査(国・数) ・運動能力検査 ・職業能力検査 ・面接(個人面接)	12月7日(木)	12月14日(木)	寄宿舎あり
			農産技術科									
			加工生産科									
			流通・サービス科									

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考			
盛岡みたけ支援学校	知的障がい	高等部	普通科	3	16	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③学習等調査書(学校所定のもの) ④健康診断報告書(学校所定のもの)	1月4日(木) ～ 1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)				
					12※	(重複障がい学級)									
					若干名	(訪問教育)									
					8	(通常学級)									
二戸分教室					6※	(重複障がい学級)									

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考		
盛岡ひがし支援学校	知的障がい	高等部	普通科	3	24	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの)	1月4日(木) ～ 1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)			
					9※	(重複障がい学級)								
					若干名	(訪問教育)								

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
花巻清風支援学校	知的障 肢体が 不自由	高等部	普通科	3	募集定員	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい、を有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの)	1月4日(木)～1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級) 24 (重複障がい、学級) 12※ (訪問教育) 若干名							

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
前沢明峰支援学校	知的障 肢体が 不自由	高等部	普通科	3	募集定員	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい、を有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤寄宿舎入舎希望書(希望者のみ提出)	1月4日(木)～1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級) 24 (重複障がい、学級) 12※ (訪問教育) 若干名							

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
一関清明支援学校	知的障 肢体が 不自由 ・病弱	高等部	普通科	3	募集定員	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい、を有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者 (上記に加え)岩手病院あすなろ療育園に入所している者又は入所予定の者	①入学願書(学校所定のもの) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④病気の場合は病院の診断書、肢体不自由の場合は身体障がい、者手帳の写し ⑤入院(予定)証明書(学校所定のもの) ⑥健康診断書(学校所定のもの) 【肢・病①～④⑥、知的①～③⑦、あすなろ分教室①～③⑤】	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・理・英) ・面接(個人面接) ・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(肢・病) 8 (知的) 16 (重複障がい、学級) 12※ (訪問教育) 若干名 (重複障がい、学級) 3							
あすなろ分教室			普通科						・面接(個人面接)			

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
気仙光陵支援学校	知的障 肢体が 不自由	高等部	普通科	3	募集定員	1 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2 上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい、を有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(健康診断票の写し)	1月4日(木)～1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(通常学級) 8 (重複障がい、学級) 3※ (訪問教育) 若干名							

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
金石様雲支援学校	知的障がい・肢體不自由・病弱	高等部	普通科	3	肢・病(通常学級) 8	1.令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2.上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(学校所定のもの) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの) ⑤病院の診断書 ⑥身体状況の記録(学校所定のもの) 【肢・病①～⑤、知的①～④、重複障がい学級及び訪問①～④必要に広じて⑤、しゃくなげいる者又は入所予定の者】	1月4日(木)～1月11日(木)	・学力検査(国・数・社・英・理)・面接(個人面接) ・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	
					知的(通常学級) 16							
					(重複障がい学級) 3※ (訪問教育) 若干名 (重複障がい学級) 3							
しゃくなげ分教室												

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
宮古恵風支援学校	知的障がい・肢體不自由	高等部	普通科	3	(通常学級) 16	1.令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2.上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(健康診断票の写し)	1月4日(木)～1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	
					(重複障がい学級) 9※							
					(訪問教育) 若干名							

学校名	対象障がい	部	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	実施する検査等	選考検査日	合格発表	備考
久慈拓陽支援学校	知的障がい・肢體不自由	高等部	普通科	3	(通常学級) 8	1.令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学位を卒業見込みの者若しくは卒業した者 2.上記に加え、対象とする障がいについて学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がい有する者 (上記に加え)障がいのために通学して教育を受けることが困難な者	①入学願書(様式1-1) ②受検票(様式3) ③調査書(学校所定のもの) ④健康診断書(学校所定のもの) (健康診断票の写し可)	1月4日(木)～1月11日(木)	・作業課題 ・運動課題 ・面接(個人面接)	1月25日(木)	2月1日(木)	寄宿舎あり
					(重複障がい学級) 6※							
					(訪問教育) 若干名							

<注1> ※印の重複障学級の募集定員は1～3学年を通じた人数であるため、実際の令和6年度入学者数は、各校により異なります。

<注2> 複数の障がいに対応した学校の募集定員は各障がい種を合わせた合計数になります。

<注3> 志願を予定する場合は、必ず事前に、各特別支援学校の教育相談(入学相談)を受けてください。

II 令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選考実施要項

第1 高等部及び専攻科入学者選考方針

岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者の選考は、卒業見込若しくは卒業した中学校・義務教育学校、又は高等学校若しくは特別支援学校（以下「出身学校」）から提出される調査書及び各学校で実施する諸検査等の結果に基づき、各特別支援学校高等部あるいは専攻科の教育を受けることが適切かどうかを総合的に判断するものであること。

記

- 1 入学者の選考に当たっては、特別支援学校ごとに選考委員会を設けて厳正を期すこと。
- 2 調査書及び各特別支援学校で実施する諸検査等の結果並びにそれぞれの学校の施設設備の状況等を併せて、総合的に判断すること。
- 3 諸検査及び面接の実施期日は、教育委員会が定めること。
- 4 諸検査及び面接等の内容及び実施方法は、特別支援学校ごとに定め、障がいの特性に十分配慮して適切に実施すること。
- 5 県外からの志願については、事前に教育長がその目的、障がいの状況等を参考にして審査し、承認した者に限って志願できるものとする。

第2 出 願

1 出願資格

(1) 県立盛岡視覚支援学校及び県立盛岡聴覚支援学校

- ア 令和6年3月に中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業見込みの者、専攻科にあっては高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業見込みの者
- イ 中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者、専攻科にあっては、高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者
- ウ 上記ア又はイに加え、対象とする障がいについて、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者

(2) その他の県立特別支援学校

- ア 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学部を卒業見込みの者
- イ 中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学部を卒業した者
- ウ 上記ア又はイに加え、対象とする障がいについて、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者

※ 学校教育法施行令第22条の3で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
備考	
一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。	

2 出願手続

- (1) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の特別支援学校長に請求する。(出身中学校・義務教育学校で請求することも可能。)
- (2) 志願者は、出願に必要な書類を出身学校の校長(以下「出身学校長」という。)を経て、志願先の特別支援学校長に提出する。＜志願書類の郵送は簡易書留とする。＞
 なお、入学辞退届、志願学科変更願についても同様に取り扱うものとする。
- (3) 提出書類
 「令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項」(P.1～4)に定めるところによる。
- (4) 出身学校長は、志願先の特別支援学校長から、受検票(様式3)の交付を受ける。

3 出願期間

- (1) **期 間** 岩手県立盛岡峰南高等支援学校 令和5年11月13日(月)～11月22日(水)
 その他の県立特別支援学校 令和6年1月4日(木)～1月11日(木)
 (ただし、休日を除く。)
- (2) **受付時間** 午前9時～午後4時(必着)

【県外からの出願】

1 出願手続

- (1) 高等部志願者
 他の都道府県に住所を有する者又は他の都道府県の中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者であって、岩手県内の特別支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、「岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認願」(様式10)を特別な事情がある場合を除き、出願開始日の2週間前までに岩手県教育委員会教育長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 専攻科志願者
 他の都道府県に住所を有する者又は他の都道府県の高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者であって、岩手県内の特別支援学校専攻科に入学を志願しようとする者は、「岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認願」(様式10)を特別な事情がある場合を除き、出願開始日の2週間前までに岩手県教育委員会教育長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 教育長は、特別支援学校高等部又は専攻科について志願承認願を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、「岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認書」(様式11)を交付する。
- (4) 特別支援学校高等部又は専攻科について志願の承認を受けた者は、出願に際し、岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認書の原本を出願に必要な書類に添えて志願先の特別支援学校長に提出する。
- (5) 提出書類は、「令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項」(P.1～4)に定めるところによる。

2 出願期間

県内から出願する場合に同じ。

4 出願学科の変更

- (1) 志願した学科の変更を希望する者は、「志願学科変更願」(様式 12)により 1 回に限り変更することができる。
- (2) 特別支援学校長は、志願学科変更願を申請した者について、「志願学科変更許可書」を交付する。(様式 13)

第 3 入学者の選考

1 選考方法

入学者の選考は、各特別支援学校長が調査書、諸検査、面接の結果及びその他必要な書類等を資料として総合的に判断して行う。

2 実施する検査等

「令和 6 年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項」(P. 1～4)に示す実施する検査等による。

3 面接

感染症の特徴に応じた対策を講じた上で、各特別支援学校長は、「面接実施計画書」(様式 5)を選考日の 2 週間前までに学校教育室特別支援教育課長に届け出るものとする。

4 追検査

検査日に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染、急病、不慮の事故等、やむを得ない事情により受検できなかった者を対象とする。該当者がいる場合は、各特別支援学校長は学校教育室特別支援教育課長と協議するものとする。

5 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の感染者

- (1) 志願者のうち、検査期日のうち、次のいずれかに該当する者は、検査(盛岡峰南高等支援学校は 12 月 7 日(木)、盛岡峰南高等支援学校以外の特別支援学校は 1 月 25 日(木))を欠席することとする。
 - ア 入学者選考検査日において、感染者のうち治癒していない者
 - イ 入学者選考検査日において、発熱等があり感染者である疑いがある者
- (2) 上記ア・イのうち追検査日前日(盛岡峰南高等支援学校は 12 月 11 日(月)、盛岡峰南高等支援学校以外の特別支援学校は 1 月 29 日(月))までに治癒しない場合は、上記の 4 追検査も欠席することとする。
- (3) 上記(2)の手続き(追検査も欠席する場合の手続き)
 - ア 志願者の手続き
 - (ア)医師の診断書を出身中学校長に提出する。
 - (イ)追検査日前日までに治癒しないことを出身中学校長に連絡する。
 - イ 中学校長の処理
盛岡峰南高等支援学校は 12 月 8 日(金)、盛岡峰南高等支援学校以外の特別支援学校は 1 月 26 日(金)午後 3 時まで、「追検査志願者一覧(様式 14)」に医師の診断書を添えて志願先特別支援学校長あて提出する。
 - ウ 特別支援学校長の処理
 - (ア)提出された「追検査志願者一覧」について、「追検査志願者一覧受取証」(様式 2 に準ずる)を中学校長あて交付する。
 - (イ)「追検査志願者一覧」の内容について疑義が生じた場合は追検査日前日正午までに中学校長あて照会する。
- (4) 上記(2)の者の選考方法
調査書及び教育相談の内容に基づいて総合的に判定して行う。

第4 合格者の発表及び合格通知

1 合格者の発表

合格者の発表は、「令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集要項」(P.1～4)に示した合格発表日の午後3時に行う。

2 合格者の通知

特別支援学校長は、合格者に対して「合格通知書」(様式6)を交付するとともに、出身学校長に「選考結果通知書」(様式7)を送付するものとする。

<合格通知書及び選考結果通知書の郵送は簡易書留とする。>

第5 検査等の結果の口頭による開示請求

個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)第23条の規定による開示請求等の特例について、口頭により開示請求をすることができる個人情報、その開示の方法等必要な事項を定める「個人情報の開示請求等の特例に関する事務取扱要領」に基づき、検査等の結果に関する口頭による開示請求については、以下のとおりとする。

1 開示する内容

学力検査、小論文、職業能力検査、運動能力検査及び作業能力検査の得点。

2 開示請求の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

受付の期間は、開示請求の受付開始日から起算して1か月とする。(ただし、休日を除く。)

開示請求の受付を開始する日は原則として、合格発表の翌日とする。合格発表の翌日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日とする。

受付期間の最終日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時半まで。

3 開示請求及び開示の場所

受検した特別支援学校

4 開示請求対象者

原則として受検者本人

5 本人確認のために提示を求める書類

受検票

第6 二次募集

1 二次募集を行う学校

(1) 合格者が募集定員に達しなかった部・科がある場合、当該学校の校長は合格者の発表後、直ちに、生徒の二次募集を行うかどうか、学校教育室特別支援教育課長と協議する。

(2) 学校教育室特別支援教育課長との協議の結果、二次募集を行うこととなった学校の学校長は、募集人員、出願期間、学力検査等の内容、選考日、合格発表日、その他必要事項を記した二次募集要項案を、直ちに教育長へ提出するものとする。

2 教育委員会の事務処理

教育長は、二次募集要項を作成し、各特別支援学校長、各市町村教育委員会教育長、各教育事務所長あて通知し、市町村教育委員会教育長は各関係中学校・義務教育学校長あて通知する。

3 応募資格

(1) 県立盛岡視覚支援学校及び県立盛岡聴覚支援学校

- ア 令和6年3月に中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業見込みの者、専攻科にあっては高等学校又は特別支援学校高等部を卒業見込みの者
- イ 中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者、専攻科にあっては、高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者
- ウ 上記ア又はイに加え、対象とする障がいについて、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者

(2) その他の県立特別支援学校

- ア 令和6年3月に中学校・義務教育学校又は特別支援学校中学部を卒業見込みの者
- イ 中学校・義務教育学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者
- ウ 上記ア又はイに加え、対象とする障がいについて、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを有する者

4 二次募集についての出願の制限

特別な事由によりすでに合格した者が、二次募集校に志願する場合は、出身学校長を経て、合格先の特別支援学校長から合格を取り消すことについて承認を得なければ出願できない。

第7 合格者に係る特別支援学校への提出書類

中学校長は、進学した生徒について、次の書類を進学先特別支援学校に送付すること。

	書 類	備 考
1	生徒指導要録の抄本又は写し	進学後30日以内に送付すること。
2	健康診断票	
3	歯の検査票	
4	引継ぎシート	教育上特別な支援を必要とする生徒について、合格発表後、速やかに送付又は直接持参すること。
5	心とからだの健康観察	7月までに送付すること。
6	キャリア・パスポート	入学手続きの際に、生徒が提出すること。

第8 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、出身学校長を経て、受検先の特別支援学校長に届け出るものとする。(様式9)

Ⅲ 令和6年度岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者選考事務要領

第1 出願に伴う事務

1 出願受付について

- (1) 出願書類を受理した特別支援学校長は、「入学願書受取証」(様式2)を出身学校長に交付するとともに、出身学校長を経由して志願者に「受検票」(様式3)を交付する。
- (2) 県外からの志願については、志願承認書(様式11)の添付の有無を確認の上、受理するものとする。
- (3) 特別支援学校長は、出願締切り後、速やかに志願報告書(様式4)を学校教育室特別支援教育課長に提出する。

第2 選考に関する事務

1 選考について

- (1) 選考の実施責任者は、当該特別支援学校長とする。
- (2) 選考に当たっては、学校ごとに選考委員会を設置し、各学校で定める選考方法に基づいて、公正かつ適切に行うものとする。
- (3) 選考に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年とする。

2 選考決定後の処理について

- (1) 特別支援学校長は、県教育委員会に指定された日時までに、全県フォルダを通じて、合格者数・不合格者数(学科別、計)を報告する。
- (2) 特別支援学校長は、合格者に対して「合格通知書」(様式6)を交付<合格通知書の郵送は簡易書留とする。>するとともに、出身学校長に「選考結果通知書」(様式7)を速やかに送付<選考結果通知書の郵送は簡易書留とする。>するものとする。
- (3) 特別支援学校長は、合格者の発表後1週間以内に、選考結果報告書(様式8)を学校教育室特別支援教育課長に提出する。

第3 その他

急な転居等、家庭の事情により、要項の日程によることができない県外からの志願者があった場合の対応については、学校教育室特別支援教育課長と協議することとする。

様式 1-1 (A4判縦型)【盛岡峰南高等支援学校を除く県立特別支援学校用】

願書受付番号 ※	受 検 番 号 ※	入 学 願 書		令和	年	月	日
岩手県立 支援学校長 様		志願者氏名 保証人氏名					
<p>貴校 高等部・専攻科 第1学年に入学したいので、保証人連署の上志願します。</p> <p>第1志望学科 (科) 第2志望学科 (科)</p> <p>志 望 学 級 (学 級)</p>							
ふりがな		性 別					
氏 名		性 別					
生年月日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 (歳)					
〒							
現 住 所		県 市(郡)					
電 話 番 号		()					
出身(在学)校		令 和 年 月 日 卒 業 見 込 ・ 卒 業					
氏 名		志願者との関係					
〒							
現 住 所		県 市(郡)					
電 話 番 号		()					
合格通知を受ける場所		・ 自 宅 ・ 出 身 校 ・ 其 他 (具 体 的 に ;)					
合格通知の送付先住所		〒					

〈注1〉 ※印は記入しないでください。
 〈注2〉 保証人は、本人の親権者又は後見人である必要があります。また、これらの方がいない場合には、独立の生計を営む成人者でなければなりません。
 〈注3〉 学科が1つの場合は、「第2志望学科」の記入は不要です。
 〈注4〉 「志望学級 (学 級)」欄には、「通常」「重複障がい」「訪問」のいずれか一つを記入してください。

様式 1-2 (A4判縦型)【盛岡峰南高等支援学校用】

願書受付番号 ※	受 検 番 号 ※	入 学 願 書		令和	年	月	日
岩手県立盛岡峰南高等支援学校長 様		志願者氏名 保証人氏名					
<p>貴校 高等部 第1学年に入学したいので、保証人連署の上志願します。</p>							
ふりがな		性 別					
氏 名		性 別					
生年月日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 (歳)					
〒							
現 住 所		県 市(郡)					
電 話 番 号		()					
出身(在学)校		令 和 年 月 日 卒 業 見 込 ・ 卒 業					
氏 名		志願者との関係					
〒							
現 住 所		県 市(郡)					
電 話 番 号		()					
合格通知を受ける場所		・ 自 宅 ・ 出 身 校 ・ 其 他 (具 体 的 に ;)					
合格通知の送付先住所		〒					

〈注1〉 ※印は記入しないでください。
 〈注2〉 保証人は、本人の親権者又は後見人である必要があります。また、これらの方がいない場合には、独立の生計を営む成人者でなければなりません。

入 学 願 書 受 取 証

令和 年 月 日

学校長 様

岩手県立 支援学校長

貴校提出の入学願書 通を確かに受け取りました。

※受検番号

受 検 票

上 半 身
 (たて 4 cm ×
 よこ 3 cm)
 (カラー、白黒
 でも可)
 (3 か月以内の
 写真)

令和 年
 月 日撮影

氏 名		性別	
出身学校		卒業見込	・ 卒業

受検日程	
------	--

携行品	
-----	--

岩手県立

支援学校長

印

<注 1> 受検票のサイズは各校で縮小して構わないこと。

<注 2> 写真の添付については、必要に応じて行うこと。

令和 年度特別支援学校高等部・専攻科入学志願報告書

令和 年 月 日

岩手県教育委員会事務局
 学校教育室特別支援教育課長 様

岩手県立 支援学校長

本校高等部・専攻科を志願した者は下記のとおりです。

記

1 総括表

令和 年度		学校 高等部（専攻科）入学志願者			
部 科 別	学 科 別	定 員	志 願 者 数		
			男	女	計
高 等 部 ・ 専攻科	科 (通常学級)		()	()	()
	科 (重複障がい学級)		()	()	()
	科		()	()	()
	科				
	科				
	計		()	()	()

〈注1〉 志願者数欄の () 内は、内数で過年度卒業者数を再掲すること。

〈注2〉 普通科志願者は、通常学級、重複障がい学級別で記入すること。

面接実施計画書

令和 年 月 日

岩手県教育委員会事務局
 学校教育室特別支援教育課長 様

岩手県立 支援学校長

下記により高等部・専攻科入学者選考に係る面接を実施します。
 記

実施月日		月 日	開始予定時刻	時 分
部 科		高等部(専攻科)	終了予定時刻	時 分
学 科			予定所要時間	時間 分
個人面接、集団 面接の別		面接	面接の観点	
面接室数		室		
1室当たりの 面接担当教員数		人		
面接 時間	個人面接 1人当たり	分	その他の 事項	
	集団面接 1集団当たり	分		
集団面接1集団 当たりの人数		人		

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

受検番号 第 号
学校 (部)
様

岩手県立 支援学校
校長 

あなたは、令和 年度岩手県立 支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果、高等部・専攻科 科に合格しましたので通知します。

＜注＞ 指定された期日までに入学手続を行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱います。

選考結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

岩手県立 支援学校長

令和 年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科入学選考の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

受検番号	志願学部・学科	氏名	合否判定	備考

<注1> 志願学部・学科の欄に通常学級、重複障がい学級別も記入すること。

令和 年度特別支援学校高等部・専攻科選考結果報告書

令和 年 月 日

岩手県教育委員会事務局
学校教育室特別支援教育課長 様

岩手県立 支援学校長

本校高等部・専攻科の選考結果は、下記のとおりです。
記

1 合格者名簿

受検番号	志願学部・学科	氏 名	性別	出身学校名	備考

2 不合格者名簿

受検番号	志願学部・学科	氏 名	性別	出身学校名	備考

3 選考状況

--

〈注 1〉 出身校名の欄に通常学級、重複障がい学級、特別支援学級別も記入すること。

〈注 2〉 志願学部・学科の欄に通常学級、重複障がい学級別も記入すること。

〈注 3〉 県外からの志願者の場合、備考欄に県名を記入すること。

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

岩手県立 支援学校長 様

志願者氏名

保証人氏名

貴校の高等部・専攻科 科に合格しましたが、都合により入学を辞退しますのでお届けします。

〈注〉 保証人は、本人の親権者又は後見人である必要があります。また、これらの方がいない場合には、独立の生計を営む成人者でなければなりません。

岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認願

令和 年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

志願者氏名

保証人氏名

下記のとおり、貴県立 支援学校 高等部・専攻科 に入学したいので、
出願を承認くださるよう、保証人連署の上、お願いいたします。

記

志 願 者	現 住 所			
	出身(在学)学校名			
	卒業見込(卒業)年月日	令和 年 月 日	卒業見込・卒業	
	ふ り が な 氏 名		性 別	
	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	年 齢	歳
保 証 人	現 住 所			
	氏 名		志願者との関係	
志 願 先	岩手県立 支援学校 高等部・専攻科 (科)			
理 由				

学校長

氏 名



上記の通り相違ないことを証明します。

- <注1> 理由は、できるだけ詳細かつ具体的に記入すること。
 <注2> 返信用封筒(84円切手貼付、あて先明記)を同封すること。
 <注3> 保証人は、本人の親権者又は後見人である必要があります。また、これらの方がいない場合には、独立の生計を営む成人者でなければなりません。

岩手県立特別支援学校高等部・専攻科志願承認書

令和 年 月 日

(志願者あて) 様

岩手県教育委員会

教育長



令和 年 月 日付けで申請のあった本県立学校への志願について、以下のとおり承認します。

記

志願者氏名	(性別:)
保証人氏名	
生年 月 日	昭和・平成 年 月 日生
在学(又は出身)学校名	立 学校
志願学校名	岩手県立 支援学校 高等部・専攻科(科)

志 願 学 科 変 更 願

令和 年 月 日

岩手県立 支援学校長 様

志願者氏名

保証人氏名

貴校の高等部・専攻科()科)を希望しましたが、下記の学科に変更します。

記

変更前の学科名	変更後の学科名
科	科へ変更

<注> 保証人は、本人の親権者又は後見人である必要があります。また、これらの方がない場合には、独立の生計を営む成人者でなければなりません。

志 願 学 科 変 更 許 可 書

令和 年 月 日

志願者氏名 様

保証人氏名 様

岩手県立 支援学校長

志願学科の変更について、下記のとおり許可します。

記

変更前の学科名	変更後の学科名
科	科へ変更

追検査志願者一覧

令和 年 月 日

岩手県立

支援学校長 様

(中学校名)

(校長名)

下記のとおり報告します。

記

No.	受検番号	氏名	本検査欠席の理由	追検査可否
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

〈注1〉 本検査欠席の理由欄には、「インフルエンザのため」などと簡潔に記入すること。

〈注2〉 追検査の受検が可能な場合は、追検査可否欄に「可」と記入すること。

〈注3〉 追検査も欠席する場合は、追検査出欠欄に「否」と記入し、理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。

令和6年度 岩手県立特別支援学校高等部及び専攻科設置校一覧

対応障がい	学校名	問い合わせ先	
視覚障がい	岩手県立盛岡視覚支援学校	020-0061 盛岡市北山一丁目10-1	019-624-2986
聴覚障がい	岩手県立盛岡聴覚支援学校	020-0403 盛岡市乙部4-78-2	019-696-2582
肢体不自由	岩手県立盛岡となん支援学校	028-3609 矢巾町医大通二丁目1-5	019-601-2227
病弱	岩手県立盛岡青松支援学校	020-0102 盛岡市上田字松屋敷11-25	019-661-5125
知的障がい	岩手県立盛岡峰南高等支援学校	020-0853 盛岡市下飯岡11-152	019-639-8515
	岩手県立盛岡みたけ支援学校	020-0133 盛岡市青山一丁目25-29	019-645-2188
	二戸分教室高等部	028-6103 二戸市石切所字火行塚2-1	0195-23-3722
	岩手県立盛岡ひがし支援学校	020-0401 盛岡市手代森6-10-14	019-601-3691
知的障がい、 肢体不自由	岩手県立花巻清風支援学校	025-0037 花巻市太田27-207-4	0198-28-2421
	岩手県立前沢明峰支援学校	029-4208 奥州市前沢字田畠18-1	0197-56-6707
知的障がい、 病弱 肢体不自由	岩手県立一関清明支援学校	021-0041 一関市赤荻字上台96-5 通常学級（本校舎）	0191-33-1600
	あすなろ分教室	021-0056 一関市山目字泥田山下48-12 重複障がい学級（山目校舎）	0191-25-3210
知的障がい、 肢体不自由	岩手県立気仙光陵支援学校	022-0006 大船渡市立根町字宮田33-3	0192-27-8500
知的障がい、 病弱 肢体不自由	岩手県立釜石祥雲支援学校	026-0005 釜石市平田町三丁目1700	0193-26-6020
	しゃくなげ分教室		
知的障がい、 肢体不自由	岩手県立宮古恵風支援学校	027-0097 宮古市崎山5-88	0193-63-0400
	岩手県立久慈拓陽支援学校	028-7801 久慈市侍浜町堀切10-56-46	0194-58-3004
（訪問教育実施校）	岩手県立盛岡となん支援学校	028-3609 矢巾町医大通二丁目1-5	019-601-2227
	岩手県立盛岡みたけ支援学校	020-0133 盛岡市青山一丁目25-29	019-645-2188
	岩手県立盛岡ひがし支援学校	020-0401 盛岡市手代森6-10-14	019-601-3691
	岩手県立花巻清風支援学校	025-0037 花巻市太田27-207-4	0198-28-2421
	岩手県立前沢明峰支援学校	029-4208 奥州市前沢字田畠18-1	0197-56-6707
	岩手県立一関清明支援学校	021-0041 一関市赤荻字上台96-5	0191-33-1600
	岩手県立気仙光陵支援学校	022-0006 大船渡市立根町字宮田33-3	0192-27-8500
	岩手県立釜石祥雲支援学校	026-0005 釜石市平田町三丁目1700	0193-26-6020
	岩手県立宮古恵風支援学校	027-0097 宮古市崎山5-88	0193-63-0400
	岩手県立久慈拓陽支援学校	028-7801 久慈市侍浜町字堀切10-56-46	0194-58-3004

岩手県教育委員会事務局

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10番1号

学校教育室 特別支援教育担当

電話：019-629-6143

FAX：019-629-6144